全ロシア憲法制定会議選挙における ヴォルガ・ドイツ人の選挙活動

乾 雅幸

はじめに

1917年3月3日,二月革命によって成立した臨時政府は,今後の政策を展開するための方針として8項目の原則を発表した。これらの原則には,「言論・出版・集会の自由ならびに労働組合結成とストライキの権利の付与」(第2項)や「身分・宗教・民族にもとづくすべての制限の撤廃」(第3項)など,当時のロシアの人々が切望していた内容が含まれていたが,その中でも最も注目を集めたのが第4項の「普通・平等・直接・秘密投票による憲法制定会議の召集」であった(2)。というのも,臨時政府はこのロシア全土を対象とした憲法制定会議,すなわち全ロシア憲法制定会議 Vserossiiskoe Uchreditel'noe sobranie/the All-Russian Constituent Assembly/die vervassunggebende Versammlung Russlands を通じて新国家を建設することが二月革命の最大の事業と考えていたからである。さらに,歴史を振り返れば憲法制定会議の召集は古くはデカブリストたちがロシア帝国政府に要求していたが,20世紀に入るとボリシェヴィキなどの革命政党から自由主義者たちまでもが掲げる目標となっており,まさに全ロシアの階層を代表する人々が広く求めていた要求となっていた。それゆえ臨時政府の発表は,二月革命の集大成としての新国家建設への第一歩となったとともに,憲法制定会議がロシア史上初の試みとして,デカブリスト運動から約90年の時を経てようやく実現にむけて動き始める端緒となったのである。

こうして憲法制定会議の召集は臨時政府の一大事業として位置づけられることになったが、結局のところ臨時政府は選挙法の制定および選挙区や選出人数の制定を行っただけで、選挙の実施は十月革命後にボリシェヴィキを中心とするソヴィエト政権によって行われることになった。そして、本稿末に再び述べることになるが、ソヴィエト政権は1918年1月5日に憲法制定会議を開催するものの、わずか1日でこれを解散し、以後は権力の源泉を全ロシア・ソヴィエト大会に求めて政権の安定を図ったのである。

このような顚末をたどった、ロシア史上初にして唯一の出来事である憲法制定会議については、旧ソ連史学においてロシア革命史上の出来事の一つとして言及されるのはもちろんのこと、いくつかの専門研究も生まれた。その中から主なものを挙げると、前者はミンツやゴロデツキー、スピーリンの言及、後者はズナメンスキー、スクリピリョーフの研究書がある⁽³⁾。これらの研究に共通しているのは、程度の差こそあれレーニンのテーゼを基本としていることである。す

なわち、レーニンは 1919 年に論文「憲法制定議会の選挙とプロレタリアートの独裁」を発表し、その中で各政党の投票分析を行ったうえでなぜボリシェヴィキが十月革命で勝利したのかを説明したのであるが⁽⁴⁾、上記の研究はこのレーニンの所論を受けて、投票分析とソヴィエト民主主義のブルジョア議会制民主主義に対する優位性の証明がその内容の主な柱となったのである。そしてわが国でも、これら旧ソ連史学の成果を摂取した法学者たちによって憲法制定会議に関する研究が積み重ねられてきた⁽⁵⁾。ところで、この憲法制定会議は戦争と革命の混乱のさなかに行われたために、得票数の確定はきわめて難しい作業であった。その中でアメリカのラドキーは、膨大な史料を駆使しながらできるだけ正確な得票数を算出しようとした⁽⁶⁾。以上の研究はすべてソ連が存在していた時代に公刊されたものだが、ソ連崩壊後もソ連史学から自由な立場にたったプロターソフの研究書⁽⁷⁾や憲法制定会議解散にみられるソヴィエト政権の非民主的な側面を指摘した稲子氏の研究⁽⁸⁾がある。最後に憲法制定会議の議事録についても触れておくと、議事録は早くも会議が開かれた 1918 年に速記録が公刊されたが、1930 年にあらためて公刊された速記録は憲法制定会議の各種資料も含まれており、きわめて有益である⁽⁹⁾。

このように憲法制定会議に関する文献は多数存在するものの、ロシアの民衆がこの会議をどう受け止めて選挙に臨んだかという視点からみたものはあまりない。とりわけロシア各地に居住する諸民族にとっては、憲法制定会議は初めて自分たちの利害関心を何にも制約されずに表明できる絶好の機会であり、おそらく選挙活動も行ったであろうにもかかわらず、革命期の諸民族を扱った文献では憲法制定会議に関する記述はほとんどない状況である(10)。

こうした研究状況を背景に、本稿では諸民族からみた憲法制定会議という視点から、かねてから筆者が研究しているヴォルガ・ドイツ人を対象として、彼らの憲法制定会議選挙の活動はどのようなものだったかを明らかにすべく、彼らが憲法制定会議選挙のことを最も論じた第 2 回ヴォルガ・ドイツ人大会 das Zweite Kongreß der Kreisbevollmächtigten der russischen Bürger deutscher Nationalität des Wolgagebietes (11) (1917年9月19日-22日)を中心に取り上げ、その前後の活動もみていくことにしたい。その際、これまでの研究ではあまり表に出ることがなかった憲法制定会議の選挙制度についても触れることにする。憲法制定会議におけるヴォルガ・ドイツ人の活動については、当然ヴォルガ・ドイツ人史の概説で言及されているが (12)、本稿はそれをより詳しく説明することを目的としている。

さて、そのヴォルガ・ドイツ人に目を転じると、彼らは早い時期から憲法制定会議に関心を払っていた。すでに 1917 年 3 月 30 日にはヴォルガ・ドイツ人の組織、サラートフ臨時委員会の機関紙『ヴォルガ・ドイツ人臨時委員会パンフレット』Flugblatt für die Wolgakolonien (13)において「憲法制定会議を完全に信頼しよう」(原文隔字体)という呼びかけが現われていた(14)。また 4 月 25 日から 27 日まで行われた第 1 回ヴォルガ・ドイツ人大会の政治部会でも、憲法制定会議選挙を念頭に置いた「共和主義入植者党」republikanische Kolonisitenpartei の創設の提案が全会一致で採択され、選挙への参加の意思を表明した(15)。こうして彼らの関心は、選挙のための候補者リストを作成するために開催が予定されていた第 2 回ヴォルガ・ドイツ人大会へと向けられていた。だが、その一方でこの間に彼ら自身の状況にも変化が起きていた。すでに拙稿で述べたよう

に,6月以降ヴォルガ・ドイツ人は多数派を代表するヴォルガ・ドイツ人中央委員会 Zentralkomitee der deutschen Wolgakolonisten (以下,中央委員会と略記)と社会主義者のグループであるヴォルガ・ドイツ人社会主義者同盟 Verband der deutschen Kolonisten an der Wolga (以下,同盟と略記) の 2 派に分裂し $^{(16)}$,お互いに微妙な対立をはらみながら憲法制定会議選挙と第 2 回ヴォルガ・ドイツ人大会に臨むことになったからである。

1. 第2回ヴォルガ・ドイツ人大会前の選挙活動

それでは、第2回ヴォルガ・ドイツ人大会以前にこの中央委員会と同盟はそれぞれどのような 選挙活動を行っていたのだろうか。だが、それらを見る前に、まずは臨時政府が憲法制定会議の 召集にむけて行った活動を簡単に見ておこう。

(1)

3月3日に憲法制定会議の召集を発表した臨時政府の次なる課題は、選挙をどのように実施するかということであった。そこで臨時政府は3月8日に選挙法作成に関する会議を開き、臨時政府直属法律審議会 Iuridicheskoe soveshchanie pri Vremennom pravitel'stve に選挙法作成の計画立案を委任した。そしてこの法律審議会の意見を踏まえ、3月25日に臨時政府は憲法制定会議選挙法案準備特別会議 Osoboe soveshchanie dlia izgotovleniia proekta Polozheniia o vyborakh v Uchreditel'noe sobranie 設置の法律を公布し、この特別会議を中心に選挙法に関する審議や法案起草を行うことが決定された⁽¹⁷⁾。ただ、この特別会議は設置が早々と決まったにもかかわらず、具体的な会議メンバーの人選は4月21日に決定されるという出足の遅さであった⁽¹⁸⁾。さらにそのことは特別会議の開催にも及び、5月25日になってようやく第1回の会議が開かれることになった⁽¹⁹⁾。なお、このような特別会議の活動の遅さについて研究文献は何も触れていないが、第1回会議の開催が5月末までずれ込んだことについては、「4月危機」による臨時政府内の混乱とその収拾が影響していたのかもしれない⁽²⁰⁾。

ともあれ、第1回会議が開催されたことで特別会議の活動はようやく軌道に乗り、以後は度重なる会議を行った。これら一連の会議の中で注目されるのは、5月末から6月初頭にかけて行われたと思われる特別会議である(21)。この会議では来るべき選挙の方法について、絶対多数代表制 majority system か比例制 proportional system (比例代表制 proportional representation のこと)かのどちらを採用するかが議題となった(22)。絶対多数代表制を支持するメンバーは「絶対多数代表制はロシアの民衆の文化レヴェルの低さ、政党の方針が十分に整備されていないこと、大衆が政治についての知識に乏しいことを考えると、採用可能な唯一の方法である」と述べるとともに、「絶対多数代表制は何よりも方法として簡単であるし、選挙の際の費用も安くつく」と持論を展開した。さらに、彼らは比例制がベルギーやスイスなど国土が小さく、しかも議会制の長い経験をもつ国でしか採用されていないことに言及して、「ロシアで比例制を採用するのはひじょうに望ましくないし、ともすると大戦のさなかにいる、さらにとりもなおさず深刻な国内の危機

の只中にいる人々にとって危険な経験になるかもしれない」と述べ,「比例代表制で選挙を行え ば,民衆の目から見れば憲法制定会議はほとんど争点がなかったものと映るだろうし,憲法制定 会議への不信がさらに募るだろう。それゆえに比例制は由々しき結果をもたらすものである」と 比例制への懸念を表明した。

こうした意見に対して、比例制を支持する人々はその欠点を認めつつも「比例制の欠点は、絶対多数代表制の欠点と比べると、いずれにしてもさほど重大なものではないし、欠点があっても絶対多数代表制より簡単に修正することができる」と絶対多数代表制支持者の懸念を払拭しようとした。そして彼らは「比例制とは政治に関して判断を下すことである」と比例制の特徴を述べ、「比例制のみがもつこの長所こそがその欠点を補っているのである」と自説を展開した。さらに彼らは、「絶対多数代表制では最も票が投じられた人のみがその選挙区を代表することになり、投票数が多いにもかかわらず少数とされた意見が完全に無視されてしまう……絶対多数代表制で選挙を行うと、実際にこの国で生じている政治、民族、地方などの動向をほとんど反映しないことになる」と絶対多数代表制の欠点を述べて、比例制の長所を強調した。

このように会議では活発な議論が交わされたが、最終的な採用の決定は多数決に委ねられ、その結果 4 対 16 で比例制を採用することが決定された。そして選挙方法が決定すると、特別会議は具体的な法案作成の作業に入るとともに、臨時政府は 6 月 14 日付で法律を公布し、憲法制定会議選挙を 9 月 17 日に、憲法制定会議を 9 月 30 日に実施すると発表したのである (23)。

(2)

上記のような臨時政府の動きに呼応しながら、ヴォルガ・ドイツ人も憲法制定会議選挙にむけて活動を始めていく。とはいえ、史料のうえでは1917年6月まで中央委員会、同盟も具体的な活動は見受けられない。すでに第1回ヴォルガ・ドイツ人大会で共和主義的入植者党の創設が採択されたにもかかわらず、それ以降中央委員会が同党の組織に関して活動した形跡はみられない。他方で同盟側もすでに6月1日に第1回協議会を開催して同盟を結成したにもかかわらず、協議会で話し合われた内容に憲法制定会議のことに関する項目は含まれていなかった⁽²⁴⁾。こうした状況の中で、両陣営で最初に憲法制定会議に関する活動がみられたのは同盟側であった。

同盟側の最初の活動を確認できるのは、同盟の機関紙『入植者』Der Kolonist 7月21日付第34号に発表した記事「誰とともに憲法制定会議に行くのか?」である。この記事はまず冒頭で、ユストゥス、シェルホルンという中央委員会執行部のメンバー(25)が、誰の同意も得ずに「ドイツ人共和主義入植者党」(上述の共和主義的入植者党のこと)の候補者として名前が挙がっていることに言及し、同盟は中央委員会のようなことはしないと表明した。そして、そのような候補者に投票するヴォルガ・ドイツ人たちを「真のドイツ人」と皮肉をこめて表現した。その後記事は社会主義者としての民族の連帯を強調し、そのことによってヴォルガ・ドイツ人が居住するサマーラ県、サラートフ県の選挙候補者リストにおいてそれぞれ2枠ずつ得ることをその目標として設定していることを明らかにした。

さて、この記事では中央委員会側からはユストゥス、シェルホルンが候補者として擁立されて

いるということであったが、中央委員会はすでに選挙について何らかの協議を行っていたのだろうか。史料に拠れば、この記事に先立つ7月17日から20日の間に中央委員会の会議が行われているが、そこでは憲法制定会議は議題とされていない(26)。この議題が実際に話し合われたのは、7月27日の中央委員会ビュロー会議であった(27)。この会議で中央委員会ビュローは、予定されている第2回ヴォルガ・ドイツ人大会で憲法制定会議の候補者リストを作成する前に、すべてのドイツ人グループを1つの組織連合にする統一することを方針として定めた。そして、この統一の作業にはビュロー会議に出席していた同盟のケーニヒを仲介して社会主義者も加わることが決定された。これらの事実から、この時点ではまだ中央委員会は候補者を立ててはおらず、先の『入植者』の記事は憶測にもとづいたものであることがわかる。しかし、それよりも重要なのは、憲法制定会議選挙に際して中央委員会はヴォルガ・ドイツ人を一つの集団に統一したうえで、ヴォルガ・ドイツ人全体を代表する候補者を立てようとしていたということである。つまり中央委員会は、同盟のように中央委員会と意見を異にする人々も同じヴォルガ・ドイツ人に含めて選挙に臨もうとしていたのである。

こうして選挙の方針を定めた中央委員会は、同委員会の機関紙『サラートフ・ドイツ人新聞』 Saratower Deutsche Volkszeitung 8月10日付第13号で第2回ヴォルガ・ドイツ人大会を8月29日に開催し、同大会で憲法制定会議選挙のことについて協議することを発表した(28)。もちろん、この8月29日という日程は、選挙が9月17日に行われることを前提に設定されたものである。しかしながら、臨時政府はその前日の8月9日付の法律で、当時行われていた各都市のコミッサール選挙と郷ゼムストヴォ選挙の集計の作業が時間を要するという理由をもとに憲法制定会議選挙の実施を11月12日に、会議の召集を11月28日にそれぞれ延期すると発表した(29)。そのため中央委員会も臨時政府の措置に対応すべく、8月17日に第2回ヴォルガ・ドイツ人大会を9月17日に延期することを発表したのである(30)。

2. 憲法制定会議選挙の概要

臨時政府の延期の発表によって、第2回ヴォルガ・ドイツ人大会の開催も延期を余儀なくされたが、実はこの延期の発表時点では選挙法はまだ完全に制定されていなかった。選挙法はすでに7月20日に第1条から第54条までが発表されていたが、しばらく間を置いて9月11日に第55条から第206条までが、そして9月23日に第207条から第258条が発表されたことで、ようやく完全な形として現われた(31)。このことからわかるように選挙法は長大なものであり、その内容は選挙人の資格、立候補に関する手続き、選挙の運営など多岐に及び、詳細な規定が行われている。その中からこの選挙法のごく大まかな概要を述べると次のとおりである。1)選挙は普通・平等・直接選挙、秘密投票で実施(第1条)、2)ロシア国内の選挙区は73の選挙区で構成(第2条)(32)、3)選挙権は20歳以上の男女に付与(第3条)、4)立候補者は5つまでの選挙区で候補者リストに登録が可能(第48条)、5)選挙は比例代表制で実施(第1条、第87条)、6)軍隊内でも8つの選挙区を設けて選挙を実施(第212条、第244条)(33)、7)18歳以上の現役軍

人への選挙権の付与(第3条)(34)。

これらの概要のうち、第87条の比例代表制での実施が特別会議での長時間の議論の末に決定されたことは、第1章でみたとおりである。ただ、比例代表制で選挙を行う場合、選挙方法や当選者の決定の手続きにはいくつかのヴァリエーションがある。そこでこれらの点について選挙法をみていくと、まず第42条には投票の方法について「選挙は、提出された候補者リストのうち、1つのリストに投票することによって行う」とある。これは、いわゆる名簿式と呼ばれる投票方法である。なお、この名簿式にはさらにいくつかの区分があり、第92条では「各候補者リストに名前が記載されている候補者は、リストの記載順に1番〔の候補者〕から憲法制定会議議員となる」(〔〕は筆者註。以下、同じ)という当選順番の規定がある。すなわち、これら2つの条項にみられる選挙方法は、現在の選挙制度でいう(厳正)拘束名簿方式に相当している。

さらに、当選者の決定とその配分については第89条が次のように規定している。「選挙区全体でそれぞれのリストに投じられた票数は1,2,3,4の数字で順に割る。この割り算で得られた商のうち、当該選挙区で選出される憲法制定会議のメンバーの数の分だけ最大の商が選び出される。これら最大の商は、数値を減らしていって定められる。上述の商のうちで最後となった最大の商が選挙分母 izbiratel'nyi znamenatel'である。各候補者リストあたりの憲法制定会議のメンバーの数は、当該リストに投じられた票数を選挙分母で割って決まる。」とても回りくどい説明であるが、この方法は通常ドント式 d'Hondt method と呼ばれている。すなわちドント式とは、わかりやすく説明すると、各党の得票数を1,2,3と整数で割っていき、その商の大きい順に議員定数に達するまで議席を配分していくという方法である。つまり、これらの条項をまとめると、憲法制定会議選挙は現在でいうところの比例代表制・(厳正) 拘束名簿方式・ドント式という形で行われたのである(35)。

さて、9月23日には3回目の選挙法発表とともに、選挙区の議員定数に関する臨時政府の政令も発表された。この政令によれば、各選挙区の選挙人20万人につき議員定数1名という基準が採用され(36)、ヴォルガ・ドイツ人が居住していたサラートフ県とサマーラ県にはそれぞれ15名、17名の議員定数が与えられた。こうしてロシア国内の選挙区では、合計730名が憲法制定会議議員として選出されることになった(37)。なお、ロシア国内の議員数に軍隊選挙区からの議員数を合わせると議員数は821名から838名までになることが見積もられていたが(38)、このように議員数に幅が生じたのは、おそらく軍隊選挙区の現役軍人の数が完全に把握しきれていなかったために、議員数が確定できなかったからだと思われる。

さて、第2回ヴォルガ・ドイツ人大会は延期となったものの、ヴォルガ・ドイツ人の選挙活動 そのものは引き続き行われていた。延期の発表後、中央委員会は8月21日から23日まで同委員会会議を開き、そのうちの22日の会議で会議憲法制定会議選挙の候補者リストについての協議を行った。この協議の中で参加者のディンゲスは選挙にむけて3人の候補者の名前を挙げたものの、3人のうち2人が会議にいなかったこともあって彼の候補者案は白紙となり、候補者リストの協議も見合わせることになった。その代わりに中央委員会は、選挙への立候補が望まれている人と意思疎通を図って立候補の同意を確実なものにし、この件に関して第2回ヴォルガ・ドイツ

人大会の前日に行われる同委員会会議で報告されることが決議された⁽³⁹⁾。ただ,第2回ヴォルガ・ドイツ人大会の前日ではなく,当日の午前に開かれた同委員会の会議の議事録にはこの件に関する報告は記載されていない⁽⁴⁰⁾。しかし,すぐ後にみるように大会ではすでに作成ずみの候補者リストが大会参加者に示されたことから,事前の準備はしていたものと思われる。

中央委員会のこのような活動の一方で、同盟の選挙にむけての活動はまったく形跡がみられない。延期の発表前の8月10-11日に開かれていた第2回協議会においても、協議会での主な議題は組織問題で、選挙に関する協議はなかった⁽⁴¹⁾。そしてそれ以降も『入植者』では第2回ヴォルガ・ドイツ人大会に関する記事はあるものの、第1章でとりあげたような選挙に関する記事はみられない。このように同盟の選挙活動についてはまったく不明であるが、ともあれ中央委員会と同盟はそれぞれ以上のような経過を経たうえで第2回ヴォルガ・ドイツ人大会を迎えることになるのである。

3. 第2回ヴォルガ・ドイツ人大会

(1)

第2回ヴォルガ・ドイツ人大会は、サマーラ県のシリングという入植地で1917年9月19日から22日まで開催され、郡や都市から代表者238名が参加した⁽⁴²⁾(265)。大会はまず最初に、8月25日に亡くなったヴォルガ・ドイツ人の第1ロシア帝国国会(ドゥーマ)代議員ヤーコフ・ディーツに追悼の意を表した後(265)⁽⁴³⁾、大会の議長、副議長、書記の選出を行った。その結果、議長には第1回ヴォルガ・ドイツ人大会と同じくシュミットが、副議長にはシュナイダー牧師、シュリット、ユストゥス、バウムトローク神父の4名が、そして書記にはロターメル牧師、ロンジンガー、ドルシュ、レーリヒ、リヒトナー、マッテルンの6名がそれぞれ選出された(266)。

さて、この大会ではすでに開催初日から何人かの参加者から憲法制定会議選挙に関する発言がみられたが、この問題について集中的に話し合いが行われたのは 9 月 21 日の第 3 回会議においてである。なお、この日の会議は午前 11 時から避難民委員会 die Flüchtelingskommission の活動報告が行われ(279–282) $^{(44)}$ 、その後午後 2 時半から 2 時間の休憩を挟んで、午後 4 時半にようやく選挙に関する協議が始まった。

協議の口火となったのは、議長シュミットがすでに作成されたサラートフ県の候補者リストを公表したことである。この候補者リストにはシュリット、シュロイニング牧師、ロンジンガー、レーリヒなどの名前が掲載されていたが、当然候補者リストに載るはずの人物の名前がそこにはなかった。その人物とは議長のシュミットである。このことに気づいた参加者のキンツファーターがシュミットに説明を求めると、シュミットは自らの力不足を理由に候補者に名乗りを上げるのを思いとどまったと説明した。この発言にキンツファーターは納得せず、またほかの参加者もシュミットが候補者になることを懇請したが、シュミットは頑として自らの意見を変えず、いったんは議長職をシュリットに委ねて大会が行われていたホールを後にした(282)。結局すぐにシ

ュミットは大会に戻って再び議長に就くものの、シュミットを候補者に推さないことは暗黙のうちに大会が了承することとなった(283)。

さて、シュミットが再び議長についた後、ロンジンガーはさまざまな派閥や政党の代表たちか ら成る委員会 Kommission が合同候補者リストの作成を委ねられていることを述べ、代表たちが 委員会でこの問題を徹底的に話し終えるまで大会の協議を待ってもらうよう提案した(283)。こ の委員会は議事録のこのすぐ後の箇所で「統一委員会」Vereinigungskommission という名称が付 されることになるが、このような案件別の委員会は統一委員会の他にも大会会期中に設けられて おり、先に述べた避難民委員会もその一つであった。また議事録を読むと、これらの委員会には 大会多数派の人々のみならず、大会を主宰する中央委員会とは一線を画す同盟のメンバーも委員 会に加わっており、そのことから双方、特に同盟側が完全に中央委員会と対立しようとしていた わけではないことがわかる。実際、先の避難民委員会は同盟のミュラーやケーニヒもそれに加わ ったうえでまずまずの成果を収めていたし、またそれとは別に中央委員会は大会前から同盟の人 物も含めて選挙に臨もうとしていた。それゆえにこの統一委員会もその雰囲気で何らかの統一的 な見解が見出せるという期待が大会の中にあっても不思議なことではなかった。しかし、統一委 員会の協議のためにいったん中断を経て、午後5時35分に再開された会議でロンジンガーは 早々にこう述べたのである。「意見の一致! それこそがこれまで私たちが努力してきたこと だ。しかし、12人(6人+6人)が交渉したが、物別れとなった。候補者の全体リストを作成す ることはできなかった。だが、この全体集会で一致を得られるようにしたい」(283)。

こうして統一委員会での候補者リストの作成は失敗に終わったことが大会にむけて告げられた が、ではなぜ物別れとなったのであろうか。ロンジンガーに続いて発言した同盟のミュラーはこ う述べる。「私たちに意見の一致をもたらすのは不可能になった。反動主義者とともに行動でき ない。たいていはこちらが大きく譲歩したにもかかわらず,彼らは2人の候補者のみを要求して きた。しかも評判が悪い人物でなく,煽動なんてしない人物を。おまけにリストには反民主的な 人物を挙げないように、と。5人の候補者のうちに真正な民主主義者を入れるようにという申し 出には応じられない。なぜなら、そうした申し出は入植地の歴史に合致しないと思われるから だ」(283-284)。またミュラーに続いて同盟のエーミヒは次のように述べた。「私たちは悶着を 起こす人物だと非難されているが、これだけは言わせていただきたい。「意見の一致へ!」と呼 びかけられているが,私たちにも呼びかけさせてもらいたいのである。私たちもドイツ人である ことに誇りを持っている。しかも心底。けれども、私たちは思い上がってはいない。ここではド イツ人たること Deutschtum が呼びかけられているが、その他のことはみんな放っておかれてい る。私たちに発言の機会を与えてくださるのみならず、現実を考える、農民の利害を考慮してい ただくようお願いしたい。協調そして意見の一致! そうおっしゃっているのだから、私たちが 申し上げていることも考慮しなければならないはずだ。意見の一致を守るために私たちはすでに 多くのものを失ってきたけれども,物事にはすべて限界がある。民族全体にとっての危険がある のなら、私たちはこれ以上〔あなたたちと〕一緒に進むことはできない。すべてが破滅するな ら、なおのことである」(284)。

この二人の発言からわかるように、候補者リストの作成を拒否したのは同盟側であった。そしてその理由として、ミュラーは同盟には2名しか候補者が求められず、しかも候補者の資質まで要求されたのは不服であることを、またエーミヒはヴォルガ・ドイツ人が憲法制定会議でヴォルガ・ドイツ人であることを代表するのなら、ヴォルガ・ドイツ人の現実を考慮して農民または農民の利害を代表する者(エーミヒの考えではそれは同盟の人物である)を候補者にすることを、それぞれ挙げたのである。

この二人の発言に対して、シェーンベルガー神父は次のように言った。「私たちの組織はすべての党制度を超えたところにあるのだ! 次のような立場から私たちは出発し、私たちはひとつにまとまっていたのである。それはつまり、党派が明らかな主要な人物は一切候補に立てないという立場である。だから私たちの側ではシェルホルン氏やシュミット氏などが犠牲になったし、同様のことを別の党派も行って、これ以上できないところまで譲歩したのである。あなた方と私たちとの要求の間には、埋めることのできない溝があった。だから一方ではわが民族は75%もの人が社会主義者であるという主張があったり、他方ではせいぜい25%しかいないと認める者も出てくるのだ。これは幹部会に投票する形できっちりと確認すべきだ」(284)。シェーンベルガー神父の意図は、同盟が一方的に譲歩を強いられたかのように言うミュラーに反論することにあったが、この点に関連して注目すべきはシュミットの候補者辞退についての説明である。つまりシュミットの辞退は自らの言う力不足ではなく、党派が明確だからということが明らかにされたのである。このシュミットの党派については、シェーンベルガー神父のこの発言からは見出せないものの、筆者は以前にごくわずかながら彼がカデット党寄りであることに言及した(45)。それを踏まえるなら、シュミットの辞退は、自分がカデット党寄りであるからこそヴォルガ・ドイツ人全体を代表することができないというのがその理由だったのである。

(2)

統一委員会の失敗の報告を機に大会は意見を言い争う場となったが、ここでロンジンガーがいったん間に入って新たな問題を提起した。それは候補者の割り当てである。彼の主張によれば、ヴォルガ・ドイツ人は多くてもサラートフ県から2名、サマーラ県から3名の候補者を憲法制定会議に送り込むことができるので、これをどのようにしてさまざまな党派の代表で割り当てるかこそを問題にしなければならないということであった(285)。彼の提案は、候補者の数についての根拠が不明なものの、提案自体はごくまっとうなものであった。ただ、この候補者の割り当てについては微妙な問題をはらんでいた。というのも、第1節で述べたように憲法制定会議選挙は(厳正)拘束名簿式で行われる予定であったため、仮に選挙でヴォルガ・ドイツ人の中で当選者が出た場合、候補者リストの第1位に掲載された人物から順に当選者になるからである。当然、大会を主宰する中央委員会も同盟も自分たちの代表者を候補者リストの上位に掲載しようと考えるであろうがゆえに、誰が名簿の上位を占めるかという問題について大会全体の合意を得るのはとても難しい問題となったのである。

このロンジンガーの問題提起に真っ先に反応したのは同盟側である。同盟は自分たちからの二

人の候補者をそれぞれ候補者リストの第1位と第2位に載せることを要求した。ただ、ロンジンガーはこの同盟の要求を退けて、大会に意見の統一を見出してもらうように要請した(285)。だが、議論はまとまらず、大会参加者の中からは合同の候補者リストの作成をあきらめて別の方法でリストを作成する声も出た(286)。

このような大会の雰囲気が変わり始めるのは、さらにいったん休憩を挟んで始まった午後7時25分の会議からである。シェーンベルガー神父が避難民問題に関するヴォルガ・ドイツ人への呼びかけ(内容は議事録に未収録)を読み上げた後、3名の大会参加者がそれぞれヴォルガ・ドイツ人として党派を超えた意見の統一を訴えたのである。この3人のうち、1人目のパウリと3人目のケンペの発言を紹介しよう。

パウリ「私たちはかつて、全員一致でなおかつあらゆる党派とともに、憲法制定会議に候補者を代表として派遣しなければならないとの規約をつくった。かつてこの規約に賛成した者は、そう社会主義者である。彼らを支持しない者は私たちの候補者ではない。私たちはともに進んでいくし、進まねばならない。だから党派についての話はこれ以上することもない」(286)。

.

ケンペ「私たちはみなドイツ人なんだ! よってドイツ人として,私たちはドイツ人であることを守るために戦いたい。ゆえに左派としてお願いがある。譲歩せよ! 私たちは綱領をきちんと確認した。これを守りたい。もし私たちの心が通い合わないなら,各村々では党派の人々になるだろうし,その党派のために煽動するだろう。そんなことをすれば,憲法制定会議への代表者は誰もいなくなる結果になるだろう」(286)。

二人の立場と表現は大いに異なるものの,これらの発言に共通するのは何とかしてヴォルガ・ドイツ人を憲法制定会議に派遣したいという思いである。

こうして意見の統一を促す気運が生まれつつある中で、シュロイニング牧師は「意見の統一はほぼでき上がっている。というのも社会主義者にサマーラ県の候補者リストの第2位を、サラートフ県の候補者リストの第3位を約束したからだ」と述べ、さらにこの統一を完全にすべく両方の県の社会主義者に候補者リスト第2位を譲ることを提案した(286)。シュロイニング牧師の言う約束がいつ行われたかは議事録では確認できないものの、この提案は意見の統一をもたらす大きな前進であった。ただ、この提案が示された当初は同盟の間でも反応が異なった。すなわちエーミヒはこの提案を拒否し、すでに述べた要求を再度主張したが(286)、その一方でミュラーはもし候補者リストの第2位を譲ってくれるのなら社会主義者はあなた方と一つにまとまるだろう、と譲歩の姿勢をみせたのである(287)。このシュロイニングの提案には大会参加者からも賛成と反対の両方の声が上がり、その反応を受けてエーミヒは大会への参加を放棄する構えもみせた。だが、最終的には票決によって大会の意思を確認し、その結果社会主義者は両方の県の候補者リストの第2位に名前を載せることが採択された(287)。

これで社会主義者の候補者リストへの掲載の問題はようやく解決し、議長も「大変苦労した」と安堵の声を上げた(287)。しかし、解決せねばならない問題はまだ残っていた。候補者リスト

第2位以外の人選、とりわけ第1位を誰が占めるかという問題である。これに関してはリヒトナーの提案などを受けて、議長は次の3点を投票に委ねた。1)カトリック信徒の代表がサマーラ県の候補者リストの第1位を占める、2)サラートフ県の候補者リストの第3位にカトリック信徒の代表をあてる、3)サラートフ県の候補者リストの第1位にはシュリットを、サマーラ県の第3位にロンジンガーを充てる(288)。このうち3)のサマーラ県のの候補者リストの第3位について以外はすべて採択され、その後再度の投票によってサマーラ県の候補者リストの第1位にはバウムトローク神父を、サラートフ県の候補者リストの第3位にはシュヴァリエを充てることが決定した。その一方でサマーラ県の候補者リストの第3位にはシュロイニング牧師を充てることが票決で決定され、最後にサラートフ県、サマーラ県の社会主義者の代表をそれぞれケーニヒ、ミュラーにすることが票決で決定された(288-289)。これで候補者リストの問題はすべて解決したのである。

(3)

以上の議論を下に作成された候補者リスト(289)は、9月23日にサラートフ県、サマーラ県の議員定数が発表されたことを受けて候補者の絞込みに入り、その結果サラートフ県では上位5名までが、サマーラ県では上位6名までが正式な候補者リストとして『サラートフ・ドイツ人新聞』10月1日付第27号に公表された⁽⁴⁶⁾。これらの候補者リストをもとに、筆者が[その他特記事項]の項目をくわえて作成した候補者リストが表1、表2である。

この表を見てまず気づくことは、中央委員会執行部のメンバーが5名も候補者リストに、しか もそのうち4名は上位に名を連ねていることである。同執行部のメンバーが 12 名であったこと を考えると(47), その約半分が候補者リストに名を連ね、その3分の1が上位に位置しているこ とになる。このことはつまり、議事録で言及されている以外の人物が候補者リストへ登録される 際もおそらく上でみたように大会の票決を通じて行われたであろうから,中央委員会執行部のメ ンバーがヴォルガ・ドイツ人の間で知名度を有し、ヴォルガ・ドイツ人を代表する人物だと考え られていたことをうかがわせる。しかし、候補者リストの特徴はそれだけにとどまらない。その 最も大きな特徴は,大会はさまざまな人物を候補者リストに載せることでヴォルガ・ドイツ人全 体を満遍なく代表させようとしたということである。そのことは同盟のメンバーが候補者リスト に名を連ねていることに典型的に現われているが、それ以外にもとりわけサマーラ県の候補者に 聖職者が擁立されていることから,大会はこうした方法によって宗教の面でもヴォルガ・ドイツ 人を代表させようとしていたことがうかがえるのである。このヴォルガ・ドイツ人全体を代表さ せようとする意思は,第1章でみたように中央委員会が大会前から採用してきた姿勢であり,そ の意思が候補者リストに結実したことは彼らの姿勢が一貫して揺るがなかったことを示してい る。と同時に議事録から言えることは、大会参加者も憲法制定会議でヴォルガ・ドイツ人全体を 代表することを望んで、意見の統一を訴えたということである。彼らの存在がなければ統一した 候補者リストは作成されなかったかもしれない。その意味で、候補者リストは大会の総意の産物 であったのである。

表1 サラートフ県の候補者

候補者番号	候補者名	居住入植地・郷	その他特記事項
1	J. シュリット Schlidt	ノルカ	中央委員会執行部
2	H. ケーニヒ König	カタリーネンシュタット	同盟サラートフ市委員会議長
3	シュヴァリエ Chevalier	カシツカヤ/ブラバンダー	中央委員会執行部
4	レーリヒ Röhrich	バルツァー	中央委員会執行部
5	Al. シック Schick	ガルカ	
6	ローゼンバハ Rosenbach	ケーラー	
7	シェーンベルガー Schönberger 神父	セミョノフカ/レートリング	
8	J. プロップ Propp	フッセンバハ	
9	K. ドルシュ Dorsh	グリム	元グリム・ドイツ人中央学校校長
10	Jac. プラッツ Platz	フォルマー	
11	Al. ムート Muth		学校教師
12	W. クノープロホ Knobloch	サレプタ	
13	J. シュトラスハイム Strassheim	フランク	中央委員会執行部

表2 サマーラ県の候補者

候補者番号	候補者名	居住入植地・郷	その他特記事項
1	バウムトローク Baumtrog 神父	ノイ・コロニー	『ヴォルガ地方からのドイツ 人の声』編集者代理
2	W. ミュラー Müller	ヴァーレンブルク	同盟中央委員会メンバー
3	シュロイニング Schleuning 牧師	ノイ・ノルカ	『サラートフ・ドイツ人新聞』編集者
4	A. ロンジンガー Lonsinger	グリム	文筆家
5	D. パウリ Pauli	チューリヒ	
6	ロターメル Rothermel 牧師	オルロフスク	中央委員会執行部
7	Joh. グロス Gross	上エルスラン郷	
8	ディーセン Diessen	マルイシナヤ郷	メンノー派信徒*
9	ケンメラー Kämmerer		
10	ディンゲス Dinges		言語学者
11	エバーハルト Eberhard	カタリーネンシュタット	
12	アルンホルト Arnhold	カタリーネンシュタット	
13	ブラウン Braun	パーニンスク/シェーンヘン郷	
14	リヒトナー Lichtner		教師

- [註 1] 表 1 の 13 名,表 2 の 14 名は第 2 回ヴォルガ・ドイツ人大会で採択。その後,点線部までの上位 5 名および上位 6 名が候補者リストとしてサラートフ・ドイツ人新聞』 1917 年 10 月 1 日付第 27 号に公表される。
- [註 2] 入植地がロシア語名で表記されているものは、ドイツ語名が判明する限りで「ロシア語名/ドイツ語名 | とドイツ語名を補足して表記した。
- ※…メンノー派とは宗教改革期に誕生したプロテスタント諸派のなかでも最も急進的な再洗礼派の一つ。 オランダ生まれの元カトリック司祭メノー・シモンズの名に由来。再洗礼派の特徴である「国家と教 会の完全な分離」や「誓約の拒否」,また絶対的な平和主義により各地で迫害を受けることも度々 で,彼らは信教の自由を保障したエカチェリーナ2世の入植事業を契機としてヴォルガ中流域やウク ライナに入植した。
- [典拠] ZRA, Dok. 122, S. 289; Dok.130, S. 313 をもとに S. 485-530 (人名索引) の情報を参照して作成。

4. 同盟の離脱と選挙の実施

(1)

統一した候補者作成リストを完成し、第2回ヴォルガ・ドイツ人大会を終えたヴォルガ・ドイ

ツ人は、あとは実際に投票するだけという状況であった。しかし、そうした状況に突然驚きの報 せが舞い込んできた。『サラートフ・ドイツ人新聞』10月8日付第29号は「社会主義者は盟約 を破棄した」という記事を掲載し,同盟が候補者リストから離脱し,独自の候補者リストをつく ることを報じたのである(48)。記事によれば、10月4日の中央委員会執行部会議に同盟のミュラ ーがやって来て,「私は今しがたカタリーネンシュタットの党の協議からやってきたところだ。 党は以下を決議した。私たちは自ら独自の候補者リストをつくる。ヴォルガ・ドイツ人の候補者 リストから私たちの党員を引き上げる(ケーニヒはすでに2日前に党の候補者リストから移し変 えた)〔傍点部は原文隔字体。以下同じ〕。」と述べて候補者の離脱を宣言したとのことであっ た。また同号の別の面ではこの同盟の離脱に関して、編集長シュロインニグによる「それは夢だ った」という文章が掲載されている(49)。シュロイニングはこの中で「社会主義者はわれわれに 宣戦布告をしてきたのである!」と激しい口調で述べるとともに、「つい先日、彼らはわれわれ と意見が一つになった。彼らはわれわれとともに選挙に取り組むという男の名誉の約束をした ――けれども,彼らはいちど言ったことを無効と宣言し,彼らが支持し認めた大会の〔統一の〕 作業は拘束力をもたないと自ら勝手にみなし、先日までの敵とみなして戦うことを今日さっそく また可能だと考えているのである」と同盟の離脱を非難した。そして他方では「結局のところ, 社会主義者は旗印に階級闘争と書くことしかできないのである」と同盟に皮肉を浴びせた。この ようにシュロイニングの記事はひじょうに感情が入り混じった内容で,それだけにシュロイニン グ、あるいは中央委員会が受けた衝撃は大きかったことがうかがえる。

それでは離脱を宣言した同盟の理由は何だったのであろうか。これについては『入植者』10月11日付第69号に,離脱を宣言したミュラーの「決裂」という記事がある⁽⁵⁰⁾。この記事にもとづいて事態を再構成すると,離脱の直接の原因はサマーラ県の候補者リストの第1位のバウムトローク神父についてであった。バウムトローク神父は,同盟の見方では民主主義とは相容れない人物であり,それゆえに同盟側は大会終了後もなお候補者リストの問題にあたっていた統一委員会の会議の中で候補者リストから神父の名前を削除するように求めた。と同時に,サマーラ県の候補者リスト第2位にあった同盟のケーニヒが候補者を辞退する形で譲歩し,事を公平に収めようとした。だが,中央委員会執行部はケーニヒの辞退にもかかわらず,バウムトローク神父の件に関してはほとんど処置を下さずにそのまま候補者リストに残した。そのため,ケーニヒが候補者リストから外れるという結果だけが残ってしまった。

このような事情を説明したうえでミュラーは述べる。「事態は明白である。シリング,そして特にサラートフの中央委員会執行部(執行部がカデット党よりで反社会主義者の立場であることは前から知られていたが)には反動主義者がいる……社会主義に敵対的な反動主義者,あるいは社会主義に敵対的ではあるが立場がただ曖昧なだけの人の名前がそれぞれ候補者に上がっているということは、ドイツ人の問題にとっては死の危機にあることを意味したのである。」つまり、ミュラーによれば、バウムトローク神父をそのまま候補者リストに残すのは中央委員会執行部に反動主義者がいるからにほかならず、このような反動主義者とは行動できないというのが離脱の理由だったのである。ただ、ミュラーの言う事情が本当にそうであったかを裏づける証拠がない

表3 サラートフ県 (ヴォルガ中流域ドイツ系ロシア人連合) の候補者 (10月15日改正)

候補者番号	候補者名
1	J. シュリト Schildt
2	シュヴァリエ Chevalier
3	レーリヒ Röhrich
4	Al. シック Schick
5	ローゼンバッハ Rosenbach
6	シェーンベルガー神父 Schönberger
7	K. ドルシュ Dorsh
8	Jac. プラッツ Platz
9	Al. ムート Muth

表 4 サマーラ県 (ドイツ系ロシア人連合) の候 補者 (10月15日改正)

候補者番号	候補者名
1	シュロイニング Schleuning 牧師
2	A. ロンジンガー Lonsinger
3	D. パウリ Pauli
4	ロターメル Rothermel 牧師
5	Joh. グロス Gross
6	J. ヴァインベンダー Weinbender
7	エバーハルト Eberhard
8	アルンホルト Arnhold
9	ブラウン Braun

〔典拠〕 ZRA, Dok. 148, S. 339.

ので、彼の言い分が正しいかどうかは今のところ判断を下せない。だが、『サラートフ・ドイツ 人新聞』が報じたように、ともかくも同盟が離脱したのは事実であった。こうして中央委員会と 同盟は再び分裂することになったのである。

同盟の候補者リストからの離脱という事態を受けて、中央委員会はあらためて候補者リストの 作成に入り、10月15日に再度の候補者リストが『サラートフ・ドイツ人新聞』第31号で公表 された(51)。それが各々表 3,表 4 であるが、ここで表 1、表 2 と表 3、表 4 とを見比べてみる と、サラートフ県の候補者リスト表3に関しては表1から同盟のケーニヒ、クノープロホ、シュ トラスハイムが抜けた形となり、順位については変更がない。その一方で、サマーラ県の候補者 リスト表4は大幅な変更がみられる。ミュラーが抜けたことはもちろんだが、表2で第1位であ ったバウムトローク神父も抜け、それに応じて表2で第3位だったシュロイニング牧師が表4で は繰り上がって第1位になっているのである。ともすると、このバウムトローク神父の削除は、 上で述べた同盟側からの削除の要求に配慮した結果かもしれない。さらに表4は表2からディー セン、ケンメラー、ディンゲス、リヒトナーの4名も抜けた形となっているが、この空いた順位 にエバーハルト以下3名がそのまま繰り上がるのではなく、グロスの下に新たにヴァインベンダ ーなる人物が第6位を占め、その下にエバーハルトらが位置する格好となっている。このヴァイ ンベンダーなる人物がどのような経緯で候補者リストに上がったのかは残念ながらわからない。 ともあれ、中央委員会はこれらの候補者リストを各々の県の選挙管理員会に提出し、サラートフ 県ではヴォルガ中流域ドイツ系ロシア人連合 Verband der russischen Bürger deutscher Nationalität des mittleren Wolgagebiets として選挙リスト番号 7番を、サマーラ県ではドイツ系ロシア人連合 Verband der russischen Bürger deutscher Nationalität として選挙リスト番号第 16 番を得たことを 『サラートフ・ドイツ人新聞』10 月 22 日付第 33 号で発表したのである⑸。

中央委員会が候補者リストを作成する一方で、同盟側ももちろん独自の候補者リストを作成した。ただ、同盟はサマーラ県の候補者リストを作成したのみで(表 5)、サラートフ県の候補者リストは作成しなかった。これはおそらく、同盟の本部はサマーラ県のカタリーネンシュタットにあったため(53)、サマーラ県では当選が予想できると見越したものと思われる。このように選挙をサマーラ県に絞った同盟は同県の選挙番号1番を得て選挙に臨むことになる。

候補者名	出身・居住入植地	その他特記事項
 ヴァルター・ミュラー Walter Müller ロベルト・ハフナー Robert Haffner アルトゥール・ファイデル Arthur Feidel フィリップ・ライスレ Philipp Leisle 	ペトログラード サマーラ カタリーネンシュタット ヴァーレンブルク	民間学者 Privatgelehrter 教師, サマーラ県食糧委員会メンバー 官吏, 郷ゼムストヴォメンバー 郷会議長

〔典拠〕 ZRA, Dok. 160, S. 359 をもとに S. 485-530 (人名索引) の情報を参照して作成。

こうして中央委員会、同盟が候補者リストを作成している間にも、双方は各自の機関紙でお互いを批判しあっていた。『サラートフ・ドイツ人新聞』10月22日付第33号では、ロンジンガーが「社会主義者との決別について」という記事を執筆し、その中で「同盟中央委員会はシリングでの合意の取り決めを独断で破棄した」、「社会主義者の離脱については、私の思うところ、具体的な理由はない」と、同盟の行動は周囲から理解の得られない独断的な行動であることを述べた。また彼は「もし社会主義者がわれわれの綱領やわれわれの候補者リストに対して煽動しようとするのであれば、社会主義者は自分の顔にまさに一撃をお見舞いするであろう」と述べて、同盟の行動は失敗に終わることを皮肉な表現で予測した(54)。さらに同紙10月26日付第34号ではシュロイニングが「ドイツ人としての忠誠――それはどんな悪意?」という記事を執筆して、ヴォルガ・ドイツ人の分裂をもたらした同盟の人々の考え方に疑問を呈した(55)。そしてこのシュロイニングの記事に対して、同盟側は「私はドイツ人である」という記事を発表し、自らの見解を述べた(56)。そしてこの後も双方の批判の応酬は続き、対立は決定的なものになる。これら一連の双方の批判の内容はとても興味深いものであるが、紙幅と行論の関係上、言及はこれぐらいにとどめ、実際の選挙結果に話題を移すことにする。

(2)

選挙の実施まであと半月ばかりと迫っていた時に十月革命が勃発し、臨時政府は崩壊した。臨時政府に代わって権力の座に就いたソヴィエト政権は当初、憲法制定会議の延期を考えていたが、結局 10月 27日付布告において臨時政府の公示どおり 11月 12日に実施することを発表した(57)。

11月12日,憲法制定会議選挙が始まった。選挙は、地方によっては遅れがあったものの、基本的にはロシア全土で11月12日から14日にかけて行われ、約1週間後には結果が判明した。全体の投票率は、データが判明する限りでの計算では約53.8%であった(58)。

サラートフ, サマーラ両県では公示どおり 11 月 12 日に選挙が実施された。そしてそれぞれ表 6 (サラートフ県),表 7 (サラートフ市),表 8 (サマーラ市を含めたサマーラ県全体) にみられる投票数を得た。これらの表に共通する特徴は、都市自体ではボリシェヴィキが最多の投票数を獲得しているが、県全体でみるとエスエル党が最多の投票数を獲得している。これはヨーロッパ・ロシアの諸県でも往々にみられる現象であり、ボリシェヴィキは都市労働者の間に、エスエル党は農民の間に人気と支持があったことを示している。また、サマーラ県に特徴的なことは、ム

リスト 番号	政 党 名	得票数	%
No. 1	カデット	27226	2.5%
No. 2	メンシェヴィキ	15152	1.4%
No. 3	ウクライナ人・タタール人農 民エスエル党組織連合	53445	4.9%
No. 4	旧教徒組織	13956	1.3%
No. 5	正教徒組織	17414	1.6%
No. 6	地主連合	13804	1.3%
No. 7	ヴォルガ・ドイツ人	50025	4.6%
No. 8	人民社会主義党	10243	0.9%
No. 9	「信仰と秩序」協会	6600	0.6%
No. 10	ボリシェヴィキ	261308	24.0%
No. 11	ペトロフスク郡および モルドヴァ人農民	6379	0.6%
No. 12	エスエル党	612094	56.3%
	合 計	1087646	100.0%

リスト 番号	政 党 名	得票数	%
No. 1	カデット	11971	19.9%
No. 2	メンシェヴィキ	4100	6.8%
No. 3	ウクライナ人・タタール人農 民エスエル党組織連合	1097	1.8%
No. 4	旧教徒組織	1003	1.7%
No. 5	正教徒組織	1924	3.2%
No. 6	地主連合	1764	2.9%
No. 7	ヴォルガ・ドイツ人	1280	2.1%
No. 8	人民社会主義党	2920	4.9%
No. 9	「信仰と秩序」協会	2589	4.3%
No. 10	ボリシェヴィキ	22712	37.7%
No. 11	ペトロフスク郡および モルドヴァ人農民	116	0.2%
No. 12	エスエル党	8698	14.5%
	合 計	60174	100.0%

[典拠] D. J. Raleigh, Revolution on the Volga: 1917 in Saratov, Cornell University Press, Ithaca and London, 1986, p. 299 (Table 4), p. 302 (Table 7). ただし, p. 299 では [旧教徒組織] の得票率および得票 率合計の数値は、それぞれ1.6%、99.9%となっている。

表8 サマーラ県憲法制定会議選挙結果

	No. 1	No. 2	No. 3	No. 4	No. 5	No. 6	No. 7	No. 8	No. 9	No. 10	No. 11	No. 12	No. 13	No. 14	No. 15	No. 16	投票総数
サマーラ郡	47	20549	75301	· 14	444	2541	1446	2086	108	573	36	323	5980	51	1867	1079	112445
ブグリマ郡	58	4279	55442	2098	321	1200	104	4628	78	59	18	89	68192	16	184	52	136818
ブルグスラ ン郡	55	24560	130455	679	261	4504	1047	876	276	2008	25	439	17314	35	634	63	183231
ブズルク郡	74	30902	147024	4942	566	6701	65	298	653	102	125	193	2176	50	2207	1461	197539
ニコラエフ スク郡	12205	42306	125772	4383	335	9616	2179	21	730	372	56	722	1843	48	3468	12889	216945
ノヴォウゼ ンスク郡	29469	26346	66046	218	860	5021	437	46	430	120	345	782	8735	72	767	31990	171684
スタヴロポ リ郡	45	3983	86131	15	587	6158	621	1041	122	176	15	235	19900	68	1136	68	120301
サマーラ市	195	26590	16753	48	990	8725	609	42	1769	968	317	247	2418	596	2850	113	63230
サマーラ県全体	42148	179533	702924	12397	4364	44466	6508	9036	4166	4378	937	3030	126588	936	13133	47705	1202219
得票率	3.5%	14.9%	58.5%	1.0%	0.4%	3.7%	0.5%	0.8%	0.3%	0.4%	0.1%	0.3%	10.5%	0.1%	1.1%	4.0%	100.0%

【政党リスト】

- No. 1: ヴォルガ・ドイツ人社会主義者同盟 No. 2: ボリシェヴィキ
- No. 3: エスエル党およびサマーラ県農民ソヴィエト
 No. 4: バシキール人連邦主義者党

 No. 5: 勤労人民社会主義党
 No. 6: カデット党
 No. 7: 古儀式派合同委員会
- No. 8: チュヴァシ人軍事委員会サマーラ県チュヴァシ民族大会 No. 9: メンシェヴィキおよび社会民主労働党合同派
- No. 10: ウクライナ人選挙人グループ No. 11: 社会民主労働党「統一」グループ No. 12: 無党派農民グループ
- No. 13: サマーラ県ムスリム評議会 No. 14: 社会民主労働党国際主義派 No. 15: 正教擁護者グループ
- No. 16: ヴォルガ中流域ドイツ系ロシア人組織
- [典拠] Letopis' revoliutsionnykh sobytii v samarskoi gubernii 1902–1917, Kuibyshev, 1969 (以下 Letopis' Samara と略記), pp. 569-570 をもとに, [投票総数] と [得票率] の項を筆者が付け加えて作成した。なお, 各リストの [サマー ラ郡]~[サマーラ市] の投票合計数と [サマーラ県全体] の数が一致していないものがあるが, そのままにした。

スリム評議会(リスト番号 13 番)が全体の約 10% という,3番目に多い得票数を得ているということである。これは、ブグリマ、ブルグスランの両郡にタタール人などのムスリムが多く居住していたことが得票数の多さにつながったと考えられる。

さて、ヴォルガ・ドイツ人に注目すると、たとえばアレクサンドロダールというサマーラ県のメンノー派の村では、エスエル党(リスト番号 3 番)に 3 票、カデット党(リスト番号 6 番)に 6 票、そしてドイツ系ロシア人連合に 496 票が投じられたことが報告されている。なお、同盟は 0 票であった(59)。この例からもわかるように、ヴォルガ・ドイツ人の多くはヴォルガ・ドイツ人の政党に投票していた。このような状況を踏まえて全体をみると、サラートフ県では 5 万 25 票、サマーラ県では同盟が 4 万 2148 票、ドイツ系ロシア人連合が 4 万 7705 票を獲得している。またサマーラ県について郡別でみると、ヴォルガ・ドイツ人の得票が多かった郡は彼らが居住するニコラエフスク郡やノヴォウゼンスク郡であり、やはりヴォルガ・ドイツ人の多くはヴォルガ・ドイツ人の政党に票を投じていたことが判明する。

これら表 6、表 8 にみられる選挙結果をもとに議席がドント式で配分された。ドント式はすでに説明したように、総得票数を整数で割っていってその商の大きい順から議席を議員定数分だけ配分するという方法であるが、これを実際に計算したのがサラートフ県については表 9、サマーラ県については表 10 である。この計算により、サラートフ県では表 11 にみられるようにエスエル党はブイホフスキーはじめ 11 名、ボリシェヴィキはアントーノフはじめ 4 名が、サマーラ県では表 12 にみられるようにエスエル党はアルハンゲリスキーはじめ 12 名、ボリシェヴィキはエルモシチェンコはじめ 3 名、ムスリム評議会はムハメディヤロフとトゥクターロフの 2 名が憲法制定会議議員として当選したのである。

以上,表9,表10が示すように,ヴォルガ・ドイツ人はサラートフ県,サマーラ県ともに得票数が及ばず,当選者を出すことはできなかった。特にサマーラ県では,ヴォルガ・ドイツ人の

	エスエル党	ボリシェヴィキ	ウクライナ人・タタール人 エスエル党農民組織	ヴォルガ・ ドイツ人			
得票数	612094	261308	53445	50025			
÷1	1612094	3261308	53445	50025			
÷2	②306047	6130654	26722.5	25012.5			
÷3	4 204031.3	1087102.7	17815	16675			
÷4	5153023.5	1365327	13361.3	12506.3			
÷5	⑦122418.8	52261.6	10689	10005			
÷6	8102015.7	43551.3	8907.5	8337.5			
÷7	987442	37329.7	7635	7146.4			
÷8	①76511.8	32663.5	6680.6	6253.1			
÷9	1268010.4	29034.2	5938.3	5558.3			
÷10	461209.4	26130.8	5344.5	5002.5			
÷11	1555644.9	23755.3	4858.6	4547.7			

表9 サラートフ県 ドント方式議席割当 (定数15名)

各々の商は小数点第2位を四捨五入。丸印番号は当選順位。

表 10 ドント式議席割当 サマーラ県 (定数 17 名)

	エスエル党	ボリシェヴィキ	ムスリム評議会	ヴォルガ・ドイツ人 社会主義同盟	ドイツ系ロシア人 連合
得票数	702924	179533	126588	42148	47705
÷1	1)702924	4 179533	⑦126588	42148	47705
÷2	2351462	1089766.5	1563294	21074	23852.5
÷3	3234308	1659844.3	42196	14049.3	15901.7
÷4	⑤175731	44883.3	31647	10537	11926.3
÷5	6140584.8	35906.6	25317.6	8429.6	9541
÷6	® 117154	29922.2	21098	7024.7	7950.8
÷7	9100417.7	25647.6	18084	6021.1	6815
÷8	11)87865.5	22441.6	15823.5	5268.5	5963.1
÷9	1278102.7	19948.1	14065.3	4683.1	5300.6
÷10	1370292.4	17953.3	12658.8	4214.8	4770.5
÷11	1463902.2	16321.2	11508	3831.6	4336.8
÷12	①58577	14961.1	10549	3512.3	3975.4

各々の商は小数第2位を四捨五入。丸印は当選順位。

表 11 サラートフ県憲法制定会議選出議員(定数 15 名。アルファベット順)

V. P. アントーノフ Antonov	ボリシェヴィキ
N. Ia. ブイホフスキー Bykhovskii	エスエル党
A. S. チェルナーヴィン Chernain	エスエル党
B. N. チェルネンコフ Chernenkov	エスエル党
A. F. ケレンスキー Kerenskii	エスエル党
I. I. コトフ Kotov	エスエル党
V. P. ミリューチン Miliutin	ボリシェヴィキ
A. A. ミーニン Minin	エスエル党
S. K. ミーニン Minin	ボリシェヴィキ
P. P. パンチューリン Panchurin	エスエル党
N. I. ラクトニコフ Raktonikov	エスエル党
G. K. ウリャーノフ Ulianoov	エスエル党
A. M. ウスチノフ Ustinov	エスエル党
M. I. ヴァシリエフ Vasil'ev	ボリシェヴィキ
M. P. ザトンスキー Zatonskii	エスエル党

表 12 サマーラ県憲法制定会議選出議員(定数 17 名。アルファベット順)

B. G. アルハンゲリスキー Arkhangel'skii	エスエル党
A. I. バシキーロフ Bashkirov	エスエル党
P. G. ベロゼーロフ Belozelov	エスエル党
Ia. A. ボゴスロヴォフ Bogoslobov	エスエル党
I. M. ブルシュヴィト Brushvit	エスエル党
V. P. チュパーヒン Chupakhin	エスエル党
Ia. I. デドゥセンコ Dedusenko	エスエル党
A. B. エリヤシェヴィチ El'iashevich	エスエル党
V. I. エルモシチェンコ Ermoshchenko	ボリシェヴィキ
P. D. クリムシキン Klimushkin	エスエル党
V. V. クイブイシェフ Kuibyshev	ボリシェヴィキ
E. E. ラザレフ Lazarev	エスエル党
A. A. マスレニコフ Maslenikov	ボリシェヴィキ
P. G. マスロフ Maslov	エスエル党
Sh. Z. ムハメディヤロフ Mukhamediiarov	ムスリム評議会
M. F. トゥクターロフ Tuktarov	ムスリム評議会
B. K. フォルトゥナーロフ Fortunarov	エスエル党

〔典拠〕Malchevskii, op. cit. pp. 116-138 より筆者作成。L

*1: Letopis' Samara, p. 570では「Ia. A. ボゴリューボフ Bogoliubov」。

*2: Letopis' Samara, p. 570では「Sh. Z. ムハメドリアロフ Mukhamediarov」。

各政党はそれぞれ全体の4番目,6番目にあたる得票数を獲得したが、全体の3番目であるムスリム評議会には大きく差を開けられることになった。ただ、これらサマーラ県のヴォルガ・ドイツ人の各政党の得票数をもう一度見てみよう。これら各政党の得票数を仮に足してみると8万9853票となって、17番目の議員を選出するために算出された商58577(これが選挙法でいう選挙分母である)よりも大きいことがわかる。それどころか、この8万9853票という数字は11番目の議員を選出するために算出された商87865.5よりも大きい。つまり、中央委員会と同盟が分裂することなく、第2回ヴォルガ・ドイツ人大会で採択されたヴォルガ・ドイツ人の統一候補者

表13 サマーラ県 ドント方式議席割当ヴォルガ・ドイツ人2派合計の場合の試算(定数17名)

	エスエル党	ボリシェヴィキ	ムスリム評議会	ヴォルガ・ ドイツ人 (2 派合計)
得票数	702924	179533	126588	89853
÷1	①702924	4 179533	7126588	(10) 89853
÷2	②351462	① (①) 89766.5	15 (16) 63294	44926.5
÷3	3234308	16 (17) 59844.3	42196	29951
÷4	⑤175731	44883.3	31647	22463.3
÷5	6140584.8	35906.6	25317.6	17970.6
÷6	<u></u> 8117154	29922.2	21098	14975.5
÷7	9100417.7	25647.6	18084	12836.1
÷8	① (②) 87865.5	22441.6	15823.5	11231.6
÷9	① (①) 78102.7	19948.1	14065.3	9983.7
÷10	① (①) 70292.4	17953.3	12658.8	8985.3
÷11	① (①) 63902.2	16321.2	11508	8168.5
÷12	⑰ (落選) 58577	14961.1	10549	7487.8

各々の商は小数点第2位を四捨五入。丸印番号は当選順位。()内の丸印番号はヴォルガ・ドイツ人の票を一括した場合の当選順位。

リストで選挙を行った場合,表 13 の試算によってヴォルガ・ドイツ人からも 1 名,候補者リストにしたがうとバウムトローク神父がサマーラ県の 10 番目の憲法制定会議議員として当選したことになるのである。

おわりに

上で述べたことを言い直せば、ヴォルガ・ドイツ人が憲法制定会議議員に当選者を出すことができなかったのは、同盟が統一した候補者リストから離脱したことが原因である。同盟が離脱して中央委員会と同盟がそれぞれ選挙活動を行ったために、結果的に票が分散してしまい、当選者を出すことができなかったのである。この事実は、選挙を迎える途中までお互いが歩み寄ってついまとまっていたために、かえってヴォルガ・ドイツ人全体には残念な結果をもたらしたといえる。その意味で、同盟の行動はそれが自らの信条に則っていたとしても、ヴォルガ・ドイツ人全体の利益を損ねた行動といえるだろう。

とはいえ,仮にヴォルガ・ドイツ人が第2回ヴォルガ・ドイツ人大会で取り決めた候補者リストで選挙に臨み,議員を1名当選させたとしても,ヴォルガ・ドイツ人議員が憲法制定会議の中で重要な位置を占めることになったのかといえば,それは疑わしい。実際の憲法制定会議が示すように,憲法制定会議は開始当初から緊張した空気に包まれ,1名だけの代表者の意見を聞く雰囲気ではまったくなかったからである。

多くの文献が述べるように、憲法制定会議の選挙の実施に踏み切ったレーニン、そしてボリシ

ェヴィキは自分たちの党が多数派になるとは当初から考えていなかった⁽⁶⁰⁾。だが、それでも実施に踏み切ったのは、1917年10月26日の第2回全ロシア労兵ソヴィエト大会で承認されたソヴィエト政権を憲法制定会議も承認する可能性もわずかながらあったためである。しかし選挙の結果、エスエル党が第一党、ボリシェヴィキが第二党であることが判明すると、レーニンを首班とする人民委員会議はできるだけ事態を有利に運ぶために、11月23日には臨時政府時代の憲法制定会議選挙管理委員会のメンバーのうちカデット党とエスエル党の党員を逮捕し、29日にはメンバー全員を解任してボリシェヴィキ党員を新たにメンバーに任命した。さらにレーニンは12月中旬に「憲法制定会議に関するテーゼ」を執筆してリコールによる再選挙を呼びかけようとしたが、これは最終的に思いとどまった。こうして12月20日には憲法制定会議を1918年1月5日に開催する人民委員会議決議が公布された。と同時に、1918年1月8日に第3回全ロシア労兵ソヴィエト大会を,1月12日に第3回全ロシア農民ソヴィエト大会を開催することを決定して、憲法制定会議がソヴィエト政権を承認しない場合に備えた。

1918年1月5日午後4時、タヴリーダ宮殿で憲法制定会議が開催された。すでにこの日は「憲法制定会議万歳」との横断幕を掲げた労働者のデモ隊がソヴィエト政権の軍隊によって射撃され、死傷者を出すという事件があり、憲法制定会議を開催する前から異様な雰囲気が漂っていた。なお、この憲法制定会議に実際に参加した議員は707名で、その内訳はエスエル党370名、左翼エスエル党40名、ボリシェヴィキ175名、メンシェヴィキ16名、諸民族政党86名、カデット党17名、人民社会主義党2名、不明1名であった(61)。つまりエスエル党が全体の約52%を占め、ボリシェヴィキは約25%を占めるにすぎなかった。

会議は当初から波乱に満ちていた。エスエル党のロドキニパゼが左翼からの反対を押し切る形で仮議長に就いた直後、全ロシア・ソヴィエト中央執行委員会議長でボリシェヴィキのスヴェルドロフが登壇して政府と人民の名において開会を宣言し、ロドニキパゼの仮議長就任を事実上打ち消した。スヴェルドロフはさらに2日前の全ロシア・ソヴィエト中央執行委員会で採択された「勤労被搾取人民の権利の宣言」を読み上げて、会議にこの宣言を支持し承認するように呼びかけた。だが、これがエスエル党の議員たちによって否決されると、ボリシェヴィキと左翼エスエル党の議員が会議から退場した。その後残った議員たちでエスエル党提案の土地法案の審議を始めたが、警備の水兵が「衛兵が疲れている」と申し入れたので、議長のチェルノフは審議なしで土地法案を採択し、6日の午前4時40分に休憩を宣言した。だが、6日の未明に開かれた全ロシア・ソヴィエト中央執行委員会は憲法制定会議の解散を決定し、憲法制定会議は会期わずか1日で終焉を迎えることになった。

このように憲法制定会議は主にボリシェヴィキとエスエル党との対立の場となり、最終的には ボリシェヴィキが強引な形で会議を解散させる格好となった。こうした状況を考慮するなら、仮 にヴォルガ・ドイツ人の代表者である議員が自分たちの民族の利害関心を表明したとしても、会 議全体に聞き入れてもらうことは畢竟難しかったであろう。

いずれにせよ、ヴォルガ・ドイツ人が憲法制定会議で自分たちの意見を述べるという目標は失 敗に終わり、ヴォルガ・ドイツ人は自らの利害関心を中央の政府にむけて表明する方法を模索せ ねばならなかった。そうして彼らがたどり着いた結論は、ソヴィエト政権と直接交渉するというものであった。1918年2月24日から27日に行われたヴァーレンブルク協議会でヴォルガ・ドイツ人は初めて自治の構想を打ち出し、それを実現するべく代表団をモスクワに派遣したのである。そしてその後、代表団は民族人民委員スターリンと交渉の場を持ち、彼らの自治の構想はソヴィエト政権によって承認されることになるが、この件についてはすでに論じたことがあるので、ここでこれ以上繰り返すのは控えておく「⑥2」。ただ、一つ言えるのは、このヴァーレンブルク協議会こそがヴォルガ・ドイツ人の歴史において彼らの結束を促すきっかけとなった出来事となったということである。その意味では、ヴォルガ・ドイツ人の憲法制定会議にむけての選挙活動は、彼らの歴史において彼らの内部にあった対立をいったんは隠せたものの、結果的にさらに明確な形で対立を再認識することを余儀なくされた出来事だったのである。

注

- (1) 本稿の暦は通例どおり 1918 年 1 月 31 日までを露暦 (ユリウス暦), それ以降を現行のグレゴリウス 暦で表記する。露暦をグレゴリウス暦に換算するには 13 日を加えればよい。
- (2) The Russian Provisional Government 1917: Documents, selected and edited by Robert P. Browder and Alexander F. Kerensky (以下 RPG と略記), vol. 1, Stanford Univ. Press, Calif., 1961, pp. 135–136.
- (3) I. I. Mints, "Sozyv i rospusk Uchreditel'noi Sobraniia", id., Istoriia Velikaia Oktiabria, vol. 3, Triumfal'noe shestvie Sovetskoi vlasti, Moskva, 1973, pp. 917–950; E. N. Gorodetskii, Rozhdenie Sovetskogo gosudarstva (1917–1918 g. g.), Moskva, 1965, pp. 429–454; L. M. Spirin, Klassy i partii v grazhdanskoi voine v Rossii (1917–1920 gg.), Moskva, 1968, pp. 58–64; O. N. Znamenskii, Vserossiiskoe Uchreditel'noe Sobranie: Istoriia sozyva i politicheskogo krusheniia, Moskva, 1976; E. A. Skripilev, Vserossiskoe Uchreditel'noe sobranie: istoriko-pravovoe issledovanie, Moskva, 1982.
- (4) レーニン「憲法制定議会の解散とプロレタリアートの独裁」『レーニン全集』第30巻,1958年,251-276頁。なお,近代法理論では憲法が制定されてはじめて国家制度が確立するために,「憲法制定議会」という言葉は本来おかしい。正しくは「憲法制定会議」である。ただし,本稿で掲げた文献名の表記が「憲法制定議会」となっているものは訂正せずにそのままにした。
- (5) 筆者が主に参照した文献を以下に挙げる。中村義知「ロシア憲法制定議会の召集とその解散 1」『政経論叢』(広島大学),第13巻第4号,1963年,17-101頁,同「ロシア憲法制定議会の召集とその解散 2」『政経論叢』(広島大学),第13巻第5-6号,1964年,121-154頁,早川弘道「十月革命への道に於ける全ロシア憲法制定議会-ロシア革命と憲法制定議会 I・(i)ー」『早稲田大学大学院法研論集』第9号,1973年,111-143頁,同「全ロシア憲法制定議会選挙をめぐる諸問題-ロシア革命と憲法制定議会 I・(ii)ー」『早稲田法学会誌』第24号,1974年,313-347頁,同「全ロシア憲法制定議会の終焉-十月革命と議会制によせてー」『思想』第606号,1974年,64-88頁,藤田勇「ロシア革命における国家と法」,江口朴郎編『ロシア革命の研究』中央公論社,1968年,677-711頁。
- (6) O. H. Radkey, Russia Goes to the Polls: The Election to the All-Russian Constituent Assembly, 1917, Cornell Univ. Press, Ithaca, 1989.
- (7) D. G. Protasov, Vserossiiskoe Uchreditel'noe sobranie: Istoriia rozhdeniia i gibeli, Moskva, 1996.
- (8) 稲子恒夫「全ロシア憲法制定会議の解散と民主主義の死」,長谷川正安・丹羽徹編『自由・平等・民主主義と憲法学』(法学研究所研究双書 No. 4),大阪経済法科大学出版部,1998年,337-352頁。
- (9) Vserossiiskoe Uchreditel'noe Sobranie, podgotvil k pechati I. S. Malchevskii, Moskva, Leningrad, 1930 (以下 VUS と略記).
- (10) 近年刊行されたイスハコーフの研究には、憲法制定会議選挙におけるロシアのムスリムの活動につい

- ての記述があり、巻末にはロシアのムスリムの候補者リストも付されている。S. Iskhakov, *Rossiiskie muslimane i revoliutsiia* (vesna 1917 g.-leto 1918 g.), Moskva, 2004.
- (11) 正確な訳は「第2回ヴォルガ流域のドイツ系ロシア人代表者大会」であるが、慣例に従って本稿では「第2回ヴォルガ・ドイツ人大会」と表記する。
- (12) アルカジー・ゲルマン, イーゴリ・プレーヴェ (鈴木健夫, 半谷史郎訳) 『ヴォルガ・ドイツ人-知られざるドイツ人の歴史-』 彩流社, 2008 年, 103-104 頁。
- (13) 正確な訳は『ヴォルガ入植地のためのパンフレット』であるが、発行者とその役割を考慮して本文のように意訳した。なお、発行者であるヴォルガ・ドイツ人臨時委員会については拙稿「第1回ヴォルガ・ドイツ人大会(1917年4月25-27日)」『関学西洋史論集』第27号、2004年、32-38頁。
- (14) V. Herdt (Hrsg.), Zwischen Revolution und Autonomie: Dokumente zur Geschichte der Wolgadeutschen aus den Jahren 1917 und 1918, Verlag Wissenschaft und Politik, Köln, 2000 (以下 ZRA と略記), Dok. 6, S. 28 –29.
- (15) ZRA, Dok. 30, S. 90.
- (16) 拙稿「ヴォルガ・ドイツ人社会主義者同盟の成立」『関西大学西洋史論叢』第8号, 2005年, 35-52 百。
- (17) Skripilev, op. cit., p. 131–132; RPG, vol. 1, pp. 434–435.
- (18) Skripilev, op. cit., p. 132. なお, この時のメンバーは法学教授 S. A. コトリャレフスキー, 同 F. F. ココーシキン, B. E. ノリデなど 11 名であった。また, ココーシキンやノリデがカデット党員であったことから, この会議の中核はカデット党員が占めていたと推測される。
- (19) Skripilev, op. cit., p. 133. また第1回会議の詳細は抜粋ながら RPG, vol. 1, pp. 438-441を参照。
- [20] 「4月危機」とは、臨時政府の外相であったミリュコーフが連合国側に送った4月18日付の好戦的な 覚書に対して、無併合・無賠償・民族自決による講和を求めるペトログラード労兵ソヴィエトが激し く反対した結果、ミリュコーフと陸海相グチコーフが辞任した事件である。この「4月危機」によっ て臨時政府第1次連立内閣は崩壊し、5月5日に新たに社会主義者3名を加えた第2次連立内閣が発足した。Z. Galili、"The April Crsis", E. Acton, V. Iu. Cherniaev, W. G. Rosenberg (eds.), *Critical Companion to the Russian Revolution*, 1914–1921, Arnold, London, 1997, pp. 62–68を参照。
- (21) *RPG*, vol. 1, pp. 441-445. なお, 会議の正確な日付は筆者のが持ち合わせている史料からは特定できなかったので, *RPG* の当該箇所が典拠に挙げている『憲法制定会議選挙法案準備特別会議』*Izvestiia osobago soveshchaniia dlia izgotovleniia proekta Polozheniia o vyborakh v Uchreditel'noe sobranie* の公刊日 (1917 年 6 月 2 日および 3 日)をもとに推測した日付を挙げている。
- (22) 絶対多数代表制とは、多数代表制の中でも有効投票の過半数を得た者を当選者とする選挙制度であり、比例代表制とは政党(あるいは候補者連合)の得票に比例して議席を比例分配する選挙制度である。なお、本稿における選挙制度の用語と解説は、加藤秀次郎編『選挙制度の思想と理論』声書房、1998年、289-304頁(「選挙制度の関連用語集」)に依拠している。
- (23) *RPG*, vol. 1, p. 445.
- ② 同盟の第1回協議会については、拙稿「ヴォルガ・ドイツ人社会主義同盟の創設」、40-45頁を参照。
- ② 中央委員会執行部のメンバーについては、拙稿「第1回ヴォルガ・ドイツ人大会」、41頁表3を参照。
- (26) ZRA, Dok. 69, S. 187–193.
- (27) ZRA, Dok. 76, S. 203-205.
- (28) ZRA, Dok. 80, S. 209-210.
- (29) *RPG*, vol. 1, pp. 452–453.
- (30) ZRA, Dok. 90, S. 221-222.
- (31) 以下,選挙法に関しては選挙法全文が収録されている Rossiiskoe zakondatel'stvo X-XX vekov, vol. 9, Zakondatel'stvo epochi burzhuazno-demokraticheskikh revoliutsii, Moskva, 1994, pp. 136-184 と,選挙法を

- 抜粋英訳した RPG, vol. 1, pp. 454-464 を典拠としている。なお、選挙法の発表の日付は後者に拠る。
- (32) ロシア国内の選挙区は従来の行政単位である県、州を基本に設置され(選挙区数はそれぞれ 56, 6), これにペトログラード、モスクワ両首都の首都選挙区(選挙区数 2) および、この選挙のために中央 アジアやシベリアで新たに設けられた選挙区(選挙区数 9) で構成された。
- (33) 軍隊内の選挙区は次のとおりである。国内陸軍:北方前線選挙区,西方前線選挙区,南西方面前線選挙区,ルーマニア前線選挙区,カフカース前線選挙区,国内海軍:バルト海艦隊選挙区,黒海艦隊選挙区,国外遠征軍:フランス派遣軍選挙区,バルカン半島派遣軍選挙区。
- 34) 現役軍人の選挙権を規定している第3条の註には「現役軍人は、選挙日までに、最近の仮召集 dosprochnyi prizyv のために定められた年齢に達した場合に選挙権を行使することができる」としか書かれていないが、実際にはその年齢は18歳であった。この点については Znamenskii, *op. cit.*, pp. 129–131を参照。
- (35) ただし例外として,アルハンゲリスク県,ザカスピ(カスピ海以東)州,カムチャッカ州など12の国内選挙区と国内海軍の2選挙区,および国外遠征軍の2選挙区は,最大の票数を得た者が当選者となる相対多数代表制で選挙を行うものとされた(第125条,第212条,第244条)。
- (36) Skripilev, op. cit., p. 144.
- ③7) 各選挙区の議員数については VUS, op. cit., pp. 140-142 を参照。
- (38) Skripilev, op. cit., p. 144.
- (39) ZRA, Dok. 94, S. 229.
- (40) ZRA, Dok. 121, S. 264–265.
- (41) ZRA, Dok. 84, S. 212–215.
- (42) この大会の議事録は ZRA, Dok. 122, S. 265-297 に収められている。なお,本節での議事録からの典拠はいちいち註を掲げずに,本文中に()で当該箇所の頁数を示すことにする。また,議事録ではサラートフ県,サマーラ県はそれぞれ Bergseit (山側), Wiesenseit (ステップ側)と書かれているが,本稿では県名で表記する。
- (43) ヤーコフ・ディーツは第 1 ロシア帝国国会議員を務める一方で、新聞などにヴォルガ・ドイツ人の歴史に関する文章を発表していた。彼の文章は未公表のものも含め、1996 年にヴォルガ・ドイツ人史研究者プレーヴェの手によって公刊された。Ia, E. Diets, *Istoriia povolzhskikh nemtsev-kolonistov*, pod nauchnoi redaktsiei dotsenta I. R. Pleve, Moskva, 1996. またディーツについては鈴木健夫「ヴォルガ河中流域のドイツ人入植地ガルカ村一帝政期の社会経済史的様相一」、同編『ロシアとヨーロッパー交差する歴史世界』早稲田大学出版部、2004 年、245-246 頁、註 24 も参照。
- (4) ヴォルガ・ドイツ人が言う「避難民」Flüchtelinge とは、旧帝国政府が行った第 1 次大戦中の一連のドイツ人抑圧政策によって居住地を追放された人々のことを指す。彼らはこの政策によってシベリアに移住させられたが、なかにはヴォルガ・ドイツ人が居住するサラートフ県やサマーラ県に追放された人々もいた。この会議で取り上げられている避難民とは具体的にはこれらの人々のことである。なお、旧帝国政府が行ったドイツ人抑圧政策については拙稿「第 1 回ヴォルガ・ドイツ人大会」33-34 頁を、ヴォルガ流域地方に流入した避難民については D. G. Reshetov、"Nemetskie kolonisty zapadnykh gubernii Rossii, deportirovannye v Povolzh'e v gody pervoi mirvoi voiny", Migratsionnye protsessy sredi rossiiskikh nemtsev: istoricheskii aspekt: materialy mezhdunarodnoi konferentsii, Moskva, 1998, pp. 184-195を参照。
- (45) 拙稿「第1回ヴォルガ・ドイツ人大会」37頁。
- (46) ZRA, Dok. 130, S. 312-313.
- (47) 中央委員会執行部の12名は第1回ヴォルガ・ドイツ人大会によって選出されたが,8月30日の時点でもその構成や人員に変化はなかった。おそらく第2回ヴォルガ・ドイツ人大会の時も変化はなかったと思われる。拙稿「第1回ヴォルガ・ドイツ人大会」41頁および ZRA, Dok. 97, S. 233 (8月30日付中央委員会執行部告示)を参照。

- (48) ZRA, Dok. 138, S. 323.
- (49) ZRA, Dok. 139, S. 324-325.
- (50) ZRA, Dok. 142, S. 327–330.
- (51) ZRA, Dok. 148, S. 339.
- (52) ZRA, Dok. 156, S. 350.
- (52) 同盟の中央委員会はサマーラ県のカタリーネンシュタットに置かれていた。拙稿,「ヴォルガ・ドイッ人社会主義者同盟の成立」,43頁を参照。
- (54) ZRA, Dok. 157, S. 350-355.
- (55) ZRA, Dok. 159, S. 356–358.
- (56) ZRA, Dok. 161, S. 359–360.
- (57) Dekrety sovetskoi vlasti, vol. 1, No. 19, pp. 25-26.
- (58) Gorodetskii, *op. cit.*, p. 437 では有権者数約 9000 万人, 67 選挙区の総投票者数 4443 万 3309 人で投票率を算出して投票率は 50% を切ったとしている。だが、プロターソフの最新データによれば 75 選挙区での総投票者数は 4840 万 1962 人であった(Protasov, *op. cit.*, p. 366)。このプロターソフの総投票者数を有権者数約 9000 万で割ると約 53.8% という投票率を得る。
- (59) ZRA, Dok. 185, S. 389-390.
- (60) 以下の憲法制定会議に関する記述は、特記がない限り註5で挙げた文献に依拠している。
- (61) *VSU*, p. 115.
- (62) 拙稿「十月革命期におけるヴォルガ・ドイツ人-ヴォルガ・ドイツ人州成立を中心にして-」『史泉』 第 100 号, 2004 年, 1-21 ページ。

(関西大学大学院文学研究科・博士課程後期課程)